

包括外部監査の結果に係る措置通知書

令和5年12月15日現在

監査実施年度	令和1年度	対象部局等	都市政策部 住宅政策課
報告書ページ	105 ページ	指摘・意見の別	指摘
指摘等の内容	<p>市営住宅 (1)泉団地の建替事業 泉団地の建替事業は、平成10年度に東棟が建替えられたが、その後建設される予定である西棟の建替事業は停止したままである。泉団地は中心市街地域に立地しており、公営住宅に対する市民の需要は高いと見込まれる。しかし、建築には相当程度(数億円)の費用がかかると想定されるため、市の財政状況からこれまでは予算が確保できず、遊休状態の敷地が長期間放置されている。</p> <p>歳出に係る財源の制約から、優先度の高い事業に予算が配分されてきた結果、遊休状態の敷地が残されている。利便性の高い場所にある公共施設の建設計画が凍結されているのは問題である。まずは西棟の建替えを実施するか否かについて、先送りにせず決定すべきである。西棟建設を進めるのであれば計画的に予算を確保し、建替えを断念するのであれば、利便性の高い場所にあることから、敷地を他の用途に活用するような抜本的な計画の見直しを進めるべきである。(要約)</p>		
講じた措置の内容	<p>〔当該事項が発生した原因〕 泉団地の西棟は、市営住宅全体の管理戸数の削減が必要な状況かつ建築には5億円程度の費用がかかると想定されたため、他の優先度の高い事業に予算を配分する必要があったことから、建設を中断したもの。</p> <p>〔措置した内容と時期〕 泉団地の西棟は、令和3年度に策定した福島市市営住宅長寿命化計画において、立地状況、地域バランス、人口減少社会の到来等、社会情勢の変化に伴う市営住宅全体の管理目標戸数等を踏まえるとともに、市有資産の保有総量縮減の観点から、当該住棟の建設計画を見直し建設は行わず、東棟において長寿命化及び維持管理に努めることとしております。</p> <p>泉団地西棟用地につきましては、地権者と協議を行い合意が得られたことから、当面の間、清水学習センター及び松川運動公園利用者の駐車場として活用することとし、令和5年9月1日より活用を開始しております。</p>		